

## 第 2 期からの主な変更点

- 保育・教育の確保に対する量の見込み算出に用いるこどもの年齢について (P37, 38)
  - 第 3 期では、1・2 歳児を分けて量の見込みを算出することになった。
  
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込み・確保について（検討中）
  - 令和 8 年度から本格実施する乳児等通園支援事業について、量の見込み・確保・確保方策を掲載することとなった。
    - ※ 量の算出方法等、国から指示があり次第、計画にまとめる。
    - ※ プチ保育の私的利用との制度の住み分けを検討中。
  
- 利用者支援事業の提供体制の確保の方策及びその実施時期 (P47, 48)
  - 令和 7 年 4 月からのこども家庭センターの設置に伴い、母子保健型を削除した。  
こども家庭センターについては概要を記載する。
  
- 養育支援訪問事業と子育て世帯訪問支援事業 (P50, 51)
  - これまでの養育訪問支援事業のうち、育児・家事援助が子育て世帯訪問支援事業に移行することとなった。
  
- 児童福祉法改正による新事業について (P51)
  - 新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられる①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業③親子関係形成支援事業のうち、①子育て世帯訪問支援事業について記載し、令和 7 年 4 月からの実施に向けて提供体制を整える。